

就業規程

第1条（目的）

1. この規程は、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋の職員の労働条件、その他の就業に関する事項を定めたものである。
2. この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めによる。

第2条（採用）

採用は、理事会において理事の過半数の同意を以て行う。

第3条（試用期間）

1. 新たに採用した者については、採用日から3か月間を試用期間とする。ただし、法人が適当と認めるときは、この期間を短縮し、または設けないときがある。
2. 試用期間中に職員として不適格と認められた者は、解雇することがある。

第4条（労働時間および休憩時間）

1. 労働時間は、1日については7時間とする。
2. 始業・終業の時刻および休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、または、繰り下げることがある。

始業時刻 午前9時

終業時刻 午後5時

休憩時間 正午から午後1時まで

第5条（休日）

休日は、次のとおりとする。

- ① 土曜日および日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に定める休日
- ③ 年末年始
- ④ 夏季休暇
- ⑤ その他法人の定める休日

第6条（年次有給休暇）

1. 採用日から6か月間継続勤務し、所定労働日の8割以上出勤した職員に10日の年次有給休暇を与える。その後1年間継続勤務するごとに、当該1年間において所定労働日の8割以上勤務した職員に、次の表のとおり勤務期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2. 付与日から1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。

第7条（慶弔休暇）

1. 職員が申請した場合は、次のとおり慶弔休暇を与える。
 - ① 本人が結婚したとき 5日
 - ② 妻が出産したとき 2日
 - ③ 配偶者、子または父母が死亡したとき 5日
 - ④ 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母または兄弟姉妹が死亡したとき 1日
2. 前項の休暇を取得した日は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支給する。

第8条（休職）

1. 職員が次のいずれかに該当し、法人が必要と認めた場合は休職とする。
 - ① 精神または身体上の疾患により労務提供が不完全なとき
 - ② 私傷病等により欠勤し、連続・断続を問わず30日を経過しても就労できないとき
 - ③ 法令により逮捕、拘留または起訴され、業務に支障をきたすとき
 - ④ その他、法人が特に必要と認めたとき
2. この規程の対象者は、1年以上継続勤務した職員とする。
3. 休職期間中は無給とする。
4. 休職期間は、最長3か月間とする。
5. 前項にかかわらず、法人が必要と認める場合は休職期間を延長することがある。
6. 休職者が復職し再度休職する場合は、前後の休職期間を通算する。
7. 休職期間が満了し、なお復職できない場合は、休職期間満了をもって退職とする。

第9条（退職）

職員が退職を願い出て法人から承認されたとき、または退職届を提出して14日を経過したときは退職とする。

第10条（定年）

職員の定年は、65歳の誕生日の属する月の末日とする。

第11条（解雇）

1. 職員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。
 - ① 勤務成績または業務効率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないとき
 - ② 試用期間中または試用期間満了時まで職員として不適格であると認められたとき
 - ③ 事業の運営上のやむを得ない事情または天変事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき
2. 前項の規程により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするかまたは予告に代え

て平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）を解雇する場合は、この限りでない。

第12条（退職金）

職員の退職金は、定年退職または、2年以上勤務した本人申出退職の場合のみ認め、基本給1か月分を支払うものとする。

第13条（その他）

本規程に定めのない事項が発生した場合は、理事会にて検討し理事長が決定する。

制定・改定 令和2年2月1日

起案	審査	承認
令和2年1月22日	令和2年1月29日	令和2年2月1日
作戦会議	理事会	理事長 山内大輔